



News Letter

平成30年2月5日
発行
第53号

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

高橋 勉

36協定を有効にするために

ここ数年、医療機関の労務問題がマスコミにしばしば登場しますが、今年も、早速、医療機関の労働問題が新聞に取り上げられました。

1月18日朝日新聞朝刊の第1面に北里大病院の勤務ずさん管理が取り上げられ、そのなかで36(サブロク)協定の結び方が不適切なため、協定が無効だと労働基準監督署から指摘されていたことがわかりました。また、勤務医の多くにタイムカードの打刻を、出勤か退勤のどちらかだけにしよう指導し、実際の勤務時間が把握できないようにしていたようです。

同病院には労組はなく、各部門の代表者が集まる会で協定を結ぶ過半数代表者を選んでいましたが、問題は、①その各部門の代表者になるには所属長の推薦が必要なうえ、②副院長ら幹部が過半数代表選出に関わっていました。このため労基法の要件を満たさないと指摘されたのです。それでは、どのように労働者代表を選べば良かったのでしょうか。

労働基準法施行規則では、①管理監督者ではないこと。つまり、経営者と一体的な立場にある者でないこと。北里大病院の事例に限らず、経営者の指名や意向で選ばれた者は、労働者代表とはみなされません。そして、②36協定を締結するために選出することを明らかにした上で、パートやアルバイトなどを含めた全ての労働者が、投票、挙手などでの民主的な選出に加われるようにしていないといけません。職員の親睦会の代表者がそのまま36協定の過半数代表者になることは認められないのです。

このように、せっかく結んだ協定が無駄にならないよう、院長や管理監督者は代表選別に指示や意向を出さないようにして下さい。また、選出過程を記録しておくのも何かの為に有効でしょう。そして、選ばれた代表者には、決して待遇等での不利益な扱いをしないようにしてください。

いつかは
お役に
立ちます

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)

秋元 譲

Q. 大雪で労災が発生しました。業務災害と通勤災害の違いは？

A. 医療機関の皆様は労災保険も取り扱われている事も多いので、労災保険についてはある程度の知識はあると思いますが、ご自身で請求するという事になると業務災害か通勤災害か迷われる場面も多いかと思えます。

例えば雪による路面凍結で転倒した場合はどうでしょうか。自宅から勤務先、勤務先から自宅の移動中の場合は通勤災害になります。しかし、一旦勤務先の敷地に入ってしまうと業務災害になりますし、患者搬送など業務で必要な移動中の場合は敷地外でも業務災害です。また、昼休憩時に一時帰宅する場合の途中の災害は通勤災害となります。

ただし、個別のケースで業務災害、通勤災害となるかどうかは判例などがありますので、判断が難しい場合は労基署や社労士などに確認されると良いでしょう。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp